



平成22年 5月 25日

各 位

上場会社名 ユニダックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 中尾 博行
コード番号 9897 (東証第一部)
本店所在地 東京都武蔵野市境南町5丁目1番21号
問合わせ先 取締役管理本部長 松岡 隆則
T E L (0422) 33-6411

アヴネット・イーエム・ホールディングス・ジャパン合同会社による 当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明 及び当該公開買付けへの応募推奨のお知らせ

当社は、平成22年5月25日開催の取締役会において、アヴネット・イーエム・ホールディングス・ジャパン合同会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記の通り賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に対し応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該決議は、本公開買付けが成立した場合には、当社が公開買付者により完全子会社化される予定であること及び当社株式の上場が廃止される予定であることを前提としておこなわれたものであります。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	アヴネット・イーエム・ホールディングス・ジャパン合同会社
(2) 主 な 事 業 内 容	当社の株式を取得及び保有し、本公開買付け終了後に当社の事業を支配し、管理すること
(3) 設 立 年 月 日	平成22年3月15日
(4) 本 店 所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目3番20号神谷町MTビル14階
(5) 代表者の役職・氏名	職務執行者 トーマス・ジェイ・マッカートニー（トーマス・ジェイ・マッカートニーは、公開買付者の代表社員であるメメック・グループ・リミテッドの職務を行う者です。）
(6) 資 本 金 の 額	1,000,000円
(7) 大株主及び持株比率	メメック・グループ・リミテッド（公開買付者は合同会社ですが、社員はこの1社のみであり、その持分割合は100.00%です。）

(8) 公開買付者と当社の関係等	資本関係	公開買付者と当社間に資本関係はありません。また、公開買付者の関係者及び関係会社と当社との関係者及び関係会社間に資本関係はありません。
	人的関係	公開買付者と当社間に役員兼任等の人的関係はありません。また、公開買付者の関係者及び関係会社と当社との関係者及び関係会社間に役員兼任等の人的関係はありません。
	取引関係	公開買付者と当社間に直接的な取引関係はありません。また、公開買付者の関係者及び関係会社と当社との関係者及び関係会社間に直接的な取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の関連当事者に該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者に該当しません。

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、公開買付者による本公開買付けの実施につき慎重に検討を重ねた結果、本公開買付けが、今後の当社の更なる成長・発展と持続的な企業価値の向上に資するものであり、かつ、本公開買付けの諸条件が妥当であり当社株主の皆様に対して合理的な価格による当社株式の売却機会を提供するものであるとの判断にいたり、平成22年5月25日開催の取締役会において、利害関係を有しない取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。また、利害関係を有しないいずれの監査役（社外監査役を含みます。）も、当社取締役会が本公開買付けに賛同するとの意見を表明することに特に異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役である関口武男、佐藤行男及び初川宗一は公開買付者との間で公開買付けに関する覚書を締結している菱洋エレクトロ株式会社（以下「菱洋エレクトロ」といいます。）の元取締役であり、また、当社の監査役である森川進は菱洋エレクトロの監査役を兼務しており、いずれの者も本公開買付けに一定の利害関係を有することに鑑み、本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加しておりません。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

①本公開買付けの概要等

公開買付者は、本日現在、Avnet, Inc.（本社米国アリゾナ州、ニューヨーク証券取引所上場、以下「アヴネット」といいます。）によりその発行済株式の全てを間接的に所有されているメメック・グループ・リミテッド（本社英国）がその持分の全てを所有している同社の完全子会社で、本公開買付けを通じて当社の株式を取得し、保有することを目的に設立されました。

公開買付者の最終の親会社であるアヴネットは、昭和35年以来ニューヨーク証券取引所に上場されている、電子部品、コンピュータ製品、テクノロジーサービス及びソリューションを販売、提供する世界最大級の電子部品商社で、平成22年6月期は売上高162.3億ドル（約1兆5,000億円）を計上しております。

本公開買付けは、公開買付者が当社の発行済普通株式の全てを取得することを目的として開始されるものです。また、本公開買付けは、11,955,064 株（当社の発行済株式総数の約 66.7%）を買付予定数の下限としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行いません。

②本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由

当社は、世界各国の安全規格電子部品の輸入販売を目的に、日本ユニコン株式会社として昭和 47 年に設立以来、約 40 年にわたり半導体、電池、電源、抵抗器などの国内外の電子部品をデジタル家電及び携帯電話等のエレクトロニクス製品を製造する電子機器メーカーに販売してきています。昭和 61 年には、マイコン開発支援装置メーカーの国際データ機器株式会社を吸収合併し、社名をユニダックス株式会社に変更しました。さらに平成 6 年に電子機器輸入専門商社のエヴィック株式会社と合併、平成 10 年に半導体専門商社の兼松電子部品株式会社と合併、平成 14 年に同じく半導体専門商社のダイヤセミコンシステムズ株式会社と合併して、今日の輸入半導体をコアにし、主だった電子機器メーカーを顧客に持つ有力な独立系エレクトロニクス商社に成長・発展すると同時に健全な財務体質を築き上げてきました。平成 2 年には日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成 15 年には株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部への株式上場を果たしております。また顧客である日本の電子機器メーカーが新興国との熾烈なコスト競争のなか、その生産拠点をアジア諸国に移転する動きに合わせ、当社も平成元年にシンガポールにユニダックス エレクトロニクス PTE LTD（現ユニダックス エレクトロニクス LTD）を設立、以来、香港、上海、タイ、マレーシアと拠点を拡大してきました。

一方、昭和 30 年に米国ニューヨークにて設立されたアヴネットは、電子部品、企業向けコンピュータ・ストレージ製品、並びに組込サブシステムの販売をベースとする、世界最大級の電子部品商社です。アヴネットは、300 社を超える世界的電子部品及び企業向けコンピュータ製造業者並びにソフトウェア開発業者と、世界の 10 万社を超える相手先ブランド製品製造業者（OEM）、受託製造サービス（EMS）供給業者、相手先ブランド製品設計製造業者（ODM）及び付加価値再販業者（VAR）等の顧客とを繋ぐ、テクノロジー・サプライチェーンにおける重要な役割を果たしています。アヴネットは、サプライヤーから仕入れた電子部品、コンピュータ製品、ソフトウェアをそのまま販売するほか、組立て又はその他の付加価値を施した形で販売しています。また、アヴネットは、工学設計、在庫管理及びロジスティクス・サービス、システム統合・構成、並びにサプライチェーン業務を提供しています。

アヴネットは電子部品における世界最大マーケットの一つである日本を極めて重要な市場と位置づけており、平成 17 年英国の電子部品商社メメック社の買収を契機として日本市場に参入しました。かかる買収の一環として、アヴネットはメメックジャパン株式会社を承継し、同社は同年アヴネットジャパン株式会社に社名を変更しています。以降、日本では、世界的な取引関係を生かした新たなサプライヤー及び新規顧客との取引により売上げを伸ばしてきました。平成 20 年には 50 年を超える業歴を持ち、デザイン力と技術力で高い評価を得ていた電子部品商社である日本電素工業株式会社を買収し、その結果として日本市場に関する知識、テクニカルセールス及びマーケティングの人材、顧客ベースを獲得しています。

元来技術革新のスピードが速く、顧客ニーズが多様化しているエレクトロニクス業界は、昨今の世界経済の急速な悪化が相俟って、極めて厳しい経営環境が続いています。業界のバリューチェーンを通じた総収益が減少する中で、電子部品商社にとっては、サプライヤーと顧客の双方に対して提供できる付加価値サービスを増し、収益の拡大に努めていく必要があります。

そこで当社とアヴェネットは、平成 21 年 11 月頃から相互に協議を重ねた結果、日本市場における当社の専門性、サプライヤー及び顧客ベースとアヴェネットの世界市場での強みを合わせることにより、短期的には日本市場における規模拡大のメリットの享受が可能となり、長期的には両社の持つ技術や経営効率の面での相乗効果が発揮され、日本の顧客及びサプライヤーに対して提供する付加価値の更なる拡大に繋がるとともに、従業員にはより良好な雇用環境をもたらすと結論に至りました。

アヴェネットは本公開買付けの実施により、日本において従来取り扱いの無かったサプライヤーや顧客との取引を開始でき、また、知識、専門性、経験に優れた当社の人材の獲得を通じて、日本におけるサービスの質的向上を実現し、当社の専門性、注力分野及び経営陣を維持しながら、日本市場におけるサプライヤーと顧客双方に対する付加価値を高めることが可能となります。一方、当社はアヴェネットの世界的なネットワークを生かして従来の自社拠点網では対応できていなかった地域における顧客への製品販売が可能となるほか、アヴェネットとの連携を生かした新たなサプライヤーからの日本における販売代理店契約獲得、世界最大級の規模と豊富な経営資源を活用した経営の効率化等により、自社顧客、サプライヤー、従業員のいずれに対しても従来以上の価値を提供することが期待できます。

なお、当社は、公開買付者との間で、平成 22 年 5 月 25 日（以下「効力発生日」といいます。）付で本公開買付けに関する契約（以下「本公開買付開始契約」といいます。）を締結しております。同契約の概要は以下のとおりです。

- (i) 公開買付者は本公開買付開始契約締結後速やかに本公開買付けを開始し、当社は、公開買付届出書の提出後速やかに、本公開買付けに賛成する旨の意見表明報告書を提出するものとする。
- (ii) 公開買付者は、(a)当社が本公開買付けに賛成する旨の意見表明報告書の提出について取締役会の承認を得なかったとき、又は取締役会の承認が撤回され、若しくは何らかの方法で修正されたとき、(b)菱洋エレクトロが本公開買付けに関する覚書を公開買付者との間で締結しなかったとき、(c)当社が本公開買付開始契約に違反したとき、又は(d)本公開買付開始契約が解除されたとき、本公開買付けを開始する義務を負わないものとする。
- (iii) 当社は、効力発生日から本公開買付開始契約の解除又は公開買付者の指名した者が当社の取締役に就任する日のいずれか早い方までの間（以下「本制限期間」といいます。）、(a)過去の実務と一貫性のある通常の業務方法におけるものを除き、配当その他の株式に関する分配又は弁済をしてはならず、(b)株式、新株予約権、新株予約権付社債若しくはその他の株式に転換可能な証券若しくは権利の発行若しくは発行の合意、又はその他の方法で買収防衛策を採用又は実施してはならず、(c)合併、会社分割、株式交換、株式移転、重要な資産の売却若しくは譲渡、又はその他の方法で当社の業務に重大な変化をもたらしてはならない。
- (iv) 当社は、本制限期間中、直接間接を問わず、第三者に対し、当社の株式又は資産の買収、譲渡、処分等に係る一定の提案に関する勧誘、意図的な奨励又は促進、交渉、情報提供、合意の締結等を行ってはならない。かかる定めにかかわらず、当社の取締役会が、これらの行為を行わないことが当社の取締役の善管注意義務違反になるおそれを惹起することになるものと合理的に判断した場合は、当社の取締役会が当社の取締役の善管注意義務と矛盾すると合理的に判断する本公開買付開始契約に基づく義務の履行の一時的な停止又は不履行を含む、当社の取締役の善管注意義務を遵守するために必要であると当社の取締役会が合理的に判断した行動をとることができる。但し、この場合、公開買付者は、その裁量により本公開買付開始契約を解除することができる。

- (v) 当社は、本公開買付けの完了後、公開買付者が当社に対する支配権を実効化できるよう、商業上合理的に必要なあらゆる努力をするものとする。これには公開買付者の指名する取締役の選任、株主総会の開催時期及び議題、株主総会における議決権行使並びに完全子会社化及び上場廃止のための手続に関する協力を含むが、これらに限られないものとする。
- (vi) 当社は、効力発生日に当社取締役会において決議済みである第 39 期事業年度に係る定時株主総会で提案する議案について自ら追加、撤回、変更等を行う場合には、公開買付者の事前の同意を得なければならないが、当該定時株主総会において、当該提案が可決され、これと異なる内容の議案が可決されることのないよう商業上合理的な努力を行うものとする。
- (vii) 本公開買付け終了後の当社の経営方針に関し、原則として、(a)両当事者が相互に合意する期間、現在の商号を維持すること、(b)あらゆる点においてアヴェネットのコーポレート・ポリシー及びガイドラインに則り、かつこれを遵守し、両当事者が相互に合意する期間にわたり独立した事業単位として運営されること、(c)公開買付者が指名する取締役（非常勤取締役を含む。）は、総数の2分の1（端数切捨て）に1名を加えた数とすること、(d)代表取締役は本公開買付け終了時における当社の経営陣の中から当社の経営陣が指名した者の中から選定され、当社の上場廃止後、追加の代表取締役1名が公開買付者によって選定されること等に合意する。
- (viii) 当社は、当社が平成 22 年 5 月 21 日現在保有する自己株式 735,697 株全てについて、本公開買付けに応募するものとする。

③本公開買付けに関する意見の根拠

本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）である1株当たり720円は、公開買付者が本公開買付け価格を公表した平成22年5月25日の前営業日である平成22年5月24日の東京証券取引所第一部における当社の普通株式終値445円に対して61.80%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成22年5月24日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値463円（小数点以下を四捨五入）に対して55.51%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値474円（小数点以下を四捨五入）に対して51.90%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間の終値の単純平均値457円（小数点以下を四捨五入）に対して57.55%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

当社は、本公開買付け価格の適正性を判断するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ、公開買付者及び当社の関連当事者に該当しないフィナンシャルアドバイザーである株式会社福田アソシエイツ（以下「福田アソシエイツ」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、福田アソシエイツより一定の条件を前提とした当社の株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を平成22年5月25日付で受領しております。なお、福田アソシエイツからは、本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。

福田アソシエイツが用いた手法は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）、類似企業比較法及び市場株価基準法であり、各々の手法により算定された当社の普通株式の1株当たりの価値の算定結果は、以下の通りであります。

(i) DCF法 693円～748円

DCF法とは、当社の事業活動によって生み出される将来のキャッシュ・フローを、想定割引率を用いて現在価値に割り引くことにより事業価値を算定した上で、算定された当該事業価値から純負債を控除することにより株式価値を算定する手法であり、福田アソシエイツは、ファイナンス理論上有効かつ一般的な手法であるとして、これを採用しております。これにより当社の普通株式の1株当たりの価値は、693円～748円と算定されております。

(ii) 類似企業比較法 374円～715円

類似企業比較法とは、上場会社の中から、当社と事業内容が類似する会社を複数選定し、株式時価総額等に対する財務指標の倍率により株式価値を算定する手法であり、福田アソシエイツは、主力マーケットや事業規模等に鑑み、一定の蓋然性のある結果が得られるものと考え、これを採用しております。これにより当社の普通株式の1株当たりの価値は、374円～715円と算定されております。

(iii) 市場株価基準法 457円～474円

市場株価基準法とは、当社の株式市場における株価をもとに株式価値を算定する手法であり、福田アソシエイツは、多数の参加者により市場の原理を通じて価格が決定されるということ、かつ、広く開示され客観的であることから、公開企業の株式価値評価において必ず考慮されるものであるとして、これを採用しております。東京証券取引所第一部における当社の普通株式について、平成22年5月24日を基準日としたうえで、過去6ヶ月の株価終値の単純平均、過去3ヶ月の株価終値の単純平均、過去1ヶ月の株価終値の単純平均を総合的に勘案し、当社の普通株式の1株当たりの価値は、457円～474円と算定されております。

当社は、本株式価値算定書、フィナンシャルアドバイザーである福田アソシエイツによる財務的見地からの助言及びリーガルアドバイザーである伊藤 見富法律事務所による法的見地からの助言の内容等を参考とし、本公開買付けに関する諸条件、アヴェネットの有する経営資源の活用の可能性並びに当社が公開買付者の完全子会社となることにより当社に生じ得る業務面及び財務面のシナジー効果等について慎重に検討した結果、本公開買付けが、今後の当社の更なる成長・発展と持続的な企業価値の向上に資するものであり、また本公開買付けの諸条件が妥当であり当社の株主の皆様に対して合理的な価格による当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、公開買付けが当社を完全子会社とすることを目的とした本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することといたしました。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けが成立した場合、公開買付者の当社に対する株券等所有割合が66.7%（小数点以下第二位を四捨五入しております。）以上となりますが、公開買付者は、本公開買付けにより当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、当社を完全子会社化することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと及び③当社の当該株式の全部取得と引き換えに普通株式とは別個の種類の本社株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会及び上記②の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株式の株主を構成員とする種類株主総会の開催を当社に要請する予定です。なお、公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本日現在、公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会を開催する時期については、決定しておりません。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として当社の普通株式とは別の種類の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の手続に従い、

当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定であります。当社が、公開買付者がその発行済株式総数の 100%を所有する完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外の当社株主による当社の株式の所有状況その他の状況等によっては、上記方法と同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者は、公開買付者以外の当社の株主に対して最終的に金銭を交付する方法（交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。）により、当社を完全子会社化することを予定しております。

なお、本公開買付け、その後の当社を完全子会社化するための各種手続の実行によって交付される対価としての金銭の受領又は当該手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由等

①上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいては買付予定の株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、当社の完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合にも、当社普通株式は所定の手続を経て上場廃止になります。

なお、上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなり、当該株式を将来売却することが困難になることが予想されます。

②上場廃止となる見込みが認められる本公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

当社は、本株式価値算定書、フィナンシャルアドバイザーである福田アソシエイツによる財

務的見地からの助言及びリーガルアドバイザーである伊藤 見富法律事務所による法的見地からの助言等を参考とし、本公開買付けに関する諸条件、アヴェネットの有する経営資源の活用の可能性並びに当社が公開買付者の完全子会社となることにより当社に生じ得る業務面及び財務面のシナジー効果等について慎重に検討した結果、本公開買付けが、今後の当社の更なる成長・発展と持続的な企業価値の向上に資するものであり、また本公開買付けの諸条件が妥当であり当社の株主の皆様に対して合理的な価格による当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、公開買付者が当社を完全子会社とすることを目的とした本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することとしたものです。

上記①「上場廃止となる見込み及びその事由」の通り、当社普通株式は上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定であり、上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本公開買付け価格は、上記(2)③「本公開買付けに関する意見の根拠」に記載の通り、平成22年5月24日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式終値並びに同日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値に対してそれぞれ61.80%（小数点以下第三位四捨五入。以下同じ。）、55.51%、51.90%、57.55%のプレミアムを加えた価格であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、直近の市場価格よりも有利な価格にてその保有する株式を売却する機会を提供するものです。

また、公開買付者は、当社の株主の皆様を保護するべく、上記(3)「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の方法により、上場廃止となる当社普通株式に代わる対価として現金の交付を受ける機会を当社株主の皆様を提供することを企図しております。当該対価として交付を受ける現金の額については本公開買付け価格と同一の価格を基準として算定される予定です。

なお、上記(2)①「本公開買付けの概要等」に記載の通り、本公開買付けは、公開買付者が当社の発行済普通株式の全てを取得することを目的として開始されるものであり、本公開買付け及び上記(3)「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続は、当社普通株式の上場廃止を直接の目的として実施されるものではありません。

(5) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、当社の筆頭株主である菱洋エレクトロとの間で、平成22年5月25日付で公開買付けに関する覚書（以下「本公開買付けに関する覚書」といいます。）を締結したとのことです。本公開買付けに関する覚書で、菱洋エレクトロは、(a)本公開買付けが開始された場合には、その保有する当社普通株式6,000,000株（発行済株式総数の約33.5%）の全部について、本公開買付けに応募すること、及び、(b) i 本公開買付けに菱洋エレクトロが応募している間に開催される当社の株主総会において、菱洋エレクトロがなす議決権行使については、公開買付者と協議の上、公開買付者の意向を斟酌して当社株主としての権利行使を行い、第39期事業年度に係る定時株主総会（平成22年6月29日開催予定）においては、菱洋エレクトロが所有する当社株式の全部の議決権（以下「本株主議決権」といいます。）について、当社が提案を予定する議案に賛成する議決権行使を行うこと、及び、ii 菱洋エレクトロは、第39期事業年度に係る定時株主総会に適法な権限を有する代表者又は代理人を出席させるものとし、いずれかの株主により当社が提案を予定する議案と同一の議題につき異なる内容の提案を行う動議がなされた場合には、本株主議決権について、当該動議に反対する議決権行使を行うこと、但し、本公開買付者は、その裁量により上記iiの菱洋エレクトロの義務を免除することができることに同意しているとのことです。

また、公開買付者と当社との間の本公開買付開始契約において、当社が平成 22 年 5 月 21 日現在保有する自己株式 735,697 株全てについて、本公開買付けに応募する旨が定められております。かかる定めに基づき、当社は、平成 22 年 5 月 25 日開催の取締役会において、当該自己株式全てについて、本公開買付けに応募することを決議しております。

(6) 公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、本公開買付の公正性を担保するために以下のような措置を講じております。

①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として上記(2)③「本公開買付に関する意見の根拠」に記載のとおり、本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、その参考資料として当社及び公開買付者から独立した第三者機関である福田アソシエイツより本株式価値算定書を平成 22 年 5 月 25 日に受領しております。なお、福田アソシエイツからは、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得していません。

一方、公開買付者においても、当社及び公開買付者から独立した第三者機関であるリンカーン・インターナショナル株式会社（以下「リンカーン」といいます。）から平成 22 年 5 月 24 日に株式価値算定書の提出を受け、リンカーンの算定結果（市場株価方式：457 円～474 円、DCF 方式：601 円～751 円、類似会社比準方式：408 円～497 円）を基に検討を進めたとのことです。また、公開買付者は、当社と本公開買付価格に関する協議を行い、当社による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、平成 22 年 5 月 25 日、最終的に本公開買付価格を 1 株当たり 720 円と決定したとのことです。なお、公開買付者は、リンカーンより本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

②独立した法律事務所からの助言

当社は、意思決定過程における公正性を確保するため、本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の法的留意点に関して、当社及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーである伊藤見富法律事務所から必要な助言を得ております。

③適切な判断機会の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間を比較的長期間である 37 営業日に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しております。

④取引保護条項及び例外規定

本公開買付契約においては、当社が、本制限期間中、直接間接を問わず、第三者に対し、当社の株式又は資産の買収、譲渡、処分等に係る一定の提案に関する勧誘、意図的な奨励又は促進、交渉、情報提供、合意の締結等を行ってはならない旨の取引保護条項が定められております。しかし、当社の取締役会がこれらの行為を行わないことが当社の取締役の善管注意義務違反になるおそれを惹起することになるものと合理的に判断した場合は、当社の取締役会が当社の取締役の善管注意義務と矛盾すると合理的に判断する本公開買付開始契約に基づく義務の履行の一時的な停止又は不履行を含む、当社の取締役の善管注意義務を遵守するために必要であると当社の取締役会が合理的に判断した行動をとることができるとする、例外規定があわせて定められているため、上記取引保護条項は、他の買付者による買付けの出現又はその実行を過

度に阻害するような内容ではありません。

(7) その他

当社が発行済株式総数の約 33.9%を保有する在シンガポール関連会社ユニダックス エレクトロニクス LTD (シンガポール証券取引所カタリスト市場上場) については、本公開買付け終了後、公開買付者による完全子会社化を行う意向がありますが、その時期、手法等の詳細については未定です。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. 今後の見通し

上記2 (2) ②「本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

8. 本公開買付けの概要について

添付書類のアヴェネット・イーエム・ホールディングス・ジャパン合同会社の開示資料（「ユニダックス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）をご参照ください。

以 上

平成 22 年 5 月 25 日

各 位

アヴネット・イーエム・ホールディングス・ジャパン合同会社
代表社員 メメック・グループ・リミテッド
職務執行者 トーマス・ジェイ・マッカートニー

ユニダックス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

アヴネット・イーエム・ホールディングス・ジャパン合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成22年5月25日、ユニダックス株式会社（コード番号：9897 東京証券取引所第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 公開買付けの概要

公開買付者は、現在、Avnet, Inc.（本社米国アリゾナ州、ニューヨーク証券取引所上場、以下「アヴネット」といいます。）によりその発行済株式の全てを間接的に所有されているメメック・グループ・リミテッド（本社英国）がその持分の全てを所有している同社の完全子会社で、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を通じて対象者の株式を取得し、保有することを目的として設立されました。

公開買付者の最終の親会社であるアヴネットは、昭和 35 年以来ニューヨーク証券取引所に上場されている、電子部品、コンピュータ製品、テクノロジーサービス及びソリューションを販売、提供する世界最大級の電子部品商社で、平成 21 年 6 月期は売上高 162.3 億ドル（約 1 兆 5,000 億円）を計上しております。

本公開買付けは、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを取得することを目的として開始されるものです。また、本公開買付けは、11,955,064 株（対象者の発行済株式総数の約 66.7%）を買付予定数の下限としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行いません。

対象者は、平成 22 年 5 月 25 日開催の取締役会において、利害関係を有しない取締役の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することを決議しているとのことです。また、利害関係を有しないいずれの監査役（社外監査役を含みます。）も、対象者取締役会が本公開買付けに賛同するとの意見を表明することに特に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役 3 名は、公開買付者との間で本公開買付けに関する覚書（後記「(5) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に定義されるものをいいます。）を締結している菱洋エレクトロ株式会社（以下「菱洋エレクトロ」といいます。）の元取締役であり、また、対象者の監査役 1 名は、菱洋エレクトロの監査役を兼務しており、いずれの者も本公開買付けに一定の利害関係を有することに鑑み、本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加していないとのことです。

(2) 本公開買付けの背景及び目的

昭和 30 年に米国ニューヨークにて設立されたアヴネットは、電子部品、企業向けコンピュータ・ストレージ製品、並びに組込サブシステムの販売をベースとする、世界最大級の電子部品商社です。アヴネッ

トは、300社を超える世界的電子部品及び企業向けコンピュータ製造業者並びにソフトウェア開発業者と、世界の10万社を超える相手先ブランド製品製造業者（OEM）、受託製造サービス（EMS）供給業者、相手先ブランド製品設計製造業者（ODM）及び付加価値再販業者（VAR）等の顧客とを繋ぐ、テクノロジー・サプライチェーンにおける重要な役割を果たしています。アヴネットは、サプライヤーから仕入れた電子部品、コンピュータ製品、ソフトウェアをそのまま販売するほか、組立て又はその他の付加価値を施した形で販売しています。また、アヴネットは、工学設計、在庫管理及びロジスティクス・サービス、システム統合・構成、並びにサプライチェーン業務を提供しています。

アヴネットは電子部品における世界最大マーケットの一つである日本を極めて重要な市場と位置づけ、平成17年英国の電子部品商社メメック社の買収を契機として日本市場に参入しました。かかる買収の一環として、アヴネットはメメックジャパン株式会社を承継し、同社は同年アヴネットジャパン株式会社に社名を変更しています。以降、日本では、世界的な取引関係を生かした新たなサプライヤー及び新規顧客との取引により売上げを伸ばしてきました。平成20年には50年を超える業歴を持ち、デザイン力と技術力で高い評価を得ていた電子部品商社である日本電素工業株式会社を買収し、その結果として日本市場に関する知識、テクニカルセールス及びマーケティングの人材、顧客ベースを獲得しています。

一方、対象者は、世界各国の安全規格電子部品の輸入販売を目的に、日本ユニコン株式会社として昭和47年に設立以来、約40年にわたり半導体、電池、電源、抵抗器などの国内外の電子部品をデジタル家電及び携帯電話等のエレクトロニクス製品を製造する電子機器メーカーに販売してきました。昭和61年には、マイコン開発支援装置メーカーの国際データ機器株式会社を吸収合併し、社名をユニダックス株式会社に更改しました。さらに平成6年に電子機器輸入専門商社のエヴィック株式会社と合併、平成10年に半導体専門商社の兼松電子部品株式会社と合併、平成14年に同じく半導体専門商社のダイヤセミコンシステムズ株式会社と合併して、今日の輸入半導体をコアにし、主だった電子機器メーカーを顧客に持つ有力な独立系エレクトロニクス商社に成長・発展すると同時に健全な財務体質を築き上げてきました。平成2年には日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成15年には株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部への株式上場を果たしております。また、顧客である日本の電子機器メーカーが新興国との熾烈なコスト競争のなか、その生産拠点をアジア諸国に移転する動きに合わせ、対象者も平成元年にシンガポールにユニダックス エレクトロニクス PTE LTD（現ユニダックス エレクトロニクス LTD）を設立、以来、香港、上海、タイ、マレーシアと拠点を拡大してきました。

元来技術革新のスピードが速く、顧客ニーズが多様化しているエレクトロニクス業界は、昨今の世界経済の急速な悪化が相俟って、極めて厳しい経営環境が続いています。業界のバリューチェーンを通じた総収益が減少する中で、電子部品商社にとっては、サプライヤーと顧客の双方に対して提供できる付加価値サービスを増し、収益の拡大に努めていく必要があります。

そこで対象者とアヴネットは、平成21年11月頃から相互に協議を重ねた結果、日本市場における対象者の専門性、サプライヤー及び顧客ベースとアヴネットの世界市場での強みを合わせることにより、短期的には日本市場における規模拡大のメリットの享受が可能となり、長期的には両社の持つ技術や経営効率の面での相乗効果が発揮され、日本の顧客及びサプライヤーに対して提供する付加価値の更なる拡大に繋がるとともに、従業員にはより良好な雇用環境をもたらすとの結論に至りました。

アヴネットは本公開買付けの実施により、日本において従来取扱いの無かったサプライヤーや顧客との取引を開始でき、また、知識、専門性、経験に優れた対象者の人材の獲得を通じて、日本におけるサービスの質的向上を実現し、対象者の専門性、注力分野及び経営陣を維持しながら、日本市場におけるサプライヤーと顧客双方に対する付加価値を高めることが可能となります。一方、対象者はアヴネットの世界的なネットワークを生かして従来の自社拠点網では対応できていなかった地域における顧客への製品販売が可能となるほか、アヴネットとの連携を生かした新たなサプライヤーからの日本における販売代理店契約獲得、世界最大級の規模と豊富な経営資源を活用した経営の効率化等により、自社顧客、サプライヤー、

従業員の内いずれに対しても従来以上の価値を提供することが期待できます。

なお、公開買付者は、対象者との間で、平成 22 年 5 月 25 日付で本公開買付けに関する契約（以下「本公開買付開始契約」といいます。）を締結しております（詳細については、後記「4.その他（1）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」をご参照ください）。

（3）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けが成立した場合、公開買付者の対象者に対する株券等所有割合が 66.7%（小数点以下第二位を四捨五入しております。）以上となりますが、本公開買付けにより対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、対象者を完全子会社化することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに普通株式とは別個の種類の対象者株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会及び上記②の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株式の株主を構成員とする種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本日現在、公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会を開催する時期については、決定しておりません。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の普通株式とは別の種類の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の手に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、現在未定であります。対象者が、公開買付者がその発行済株式総数の 100%を所有する完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定です。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外の対象者株主による対象者の株式の所有状況その他の状況等によっては、上記方法と同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法（交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。）により、完全子会社化することを予定しております。

なお、本公開買付け、その後の対象者を完全子会社化するための各種手続の実行によって交付される対価としての金銭の受領又は当該手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(4) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいては買付予定の株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、対象者の完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合にも、対象者普通株式は所定の手続を経て上場廃止となります。

なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなり、当該株式を将来売却することが困難になることが予想されます。

(5) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、対象者の筆頭株主である菱洋エレクトロとの間で、平成 22 年 5 月 25 日付で公開買付けに関する覚書（以下「本公開買付けに関する覚書」といいます。）を締結しました。本公開買付けに関する覚書で、菱洋エレクトロは、(a) 本公開買付けが開始された場合には、その保有する対象者普通株式 6,000,000 株（発行済株式総数の約 33.5%）の全部について、本公開買付けに応募すること、及び、(b) i 本公開買付けに菱洋エレクトロが応募している間に開催される対象者の株主総会において、菱洋エレクトロがなす議決権行使については、公開買付者と協議の上、公開買付者の意向を斟酌して対象者株主としての権利行使を行い、第 39 期事業年度に係る定時株主総会（平成 22 年 6 月 29 日開催予定）においては、菱洋エレクトロが所有する対象者株式の全部の議決権（以下「本株主議決権」といいます。）について、対象者が提案を予定する議案に賛成する議決権行使を行うこと、及び、ii 菱洋エレクトロは、第 39 期事業年度に係る定時株主総会に適法な権限を有する代表者又は代理人を出席させるものとし、いずれかの株主により対象者が提案を予定する議案と同一の議題につき異なる内容の提案を行う動議がなされた場合には、本株主議決権について、当該動議に反対する議決権行使を行うこと、但し、本公開買付者は、その裁量により上記 ii の菱洋エレクトロの義務を免除することができることに同意しております。

(6) その他

対象者が発行済株式総数の約 33.9%を保有する在シンガポール関連会社ユニダックス エレクトロニクス LTD（シンガポール証券取引所カタリスト市場上場）については、本公開買付け終了後、公開買付者による完全子会社化を行う意向がありますが、その時期、手法等の詳細については未定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	ユニダックス株式会社
② 事業内容	半導体、電子部品、情報機器、ソフトウェアの販売
③ 設立年月日	昭和 47 年 2 月 2 日
④ 本店所在地	東京都武蔵野市境南町五丁目 1 番 21 号
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中尾 博行
⑥ 資本金	4,800,338 千円（平成 22 年 3 月 31 日現在）

⑦ 大株主及び持株比率（平成 21 年 9 月 30 日現在）	菱洋エレクトロ(株)	33.5%
	ドイチェバンクアーゲーロンドンピービーノントリティークラ イアンツ 613（常任代理人ドイツ証券(株)）	4.3%
	立花 篤実	2.3%
	ユニダックス社員持株会	2.0%
	竹田 和平	2.0%
	(株)三菱東京UFJ銀行	1.9%
	(株)みずほ銀行 （常任代理人資産管理サービス信託銀行(株)）	1.9%
	エイチエスビーシーファンドサービスイズクライアントアカウ ント 500 ピー（常任代理人香港上海銀行東京支店）	1.4%
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	1.2%
	バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウンツ ジェーピーアールイーシー アイティーアイシー（常任代理人株 式会社三菱東京UFJ銀行）	1.1%
⑧ 公開買付者と対象者の関係等	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

（注）「大株主及び持株比率（平成 21 年 9 月 30 日現在）」は、対象者の平成 22 年 3 月期（第 39 期）第 2 四半期報告書（平成 21 年 11 月 4 日提出）に記載された平成 21 年 9 月 30 日現在の大株主の状況より引用しました。

（2）買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 5 月 26 日（水曜日）から平成 22 年 7 月 15 日（木曜日）まで（37 営業日）

②対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（3）買付け等の価格 普通株式 1 株につき、金 720 円

（4）買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けにおける対象者の普通株式の 1 株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるリンカーン・インターナショナル株式会社（以下「リンカーン」といいます。）に対象者の普通株式の株式価値算定を依頼し、平成 22 年 5 月 24 日付で株式価値算定書を取得しております。

リンカーンは、対象者の普通株式の株式価値を算定するにあたり必要となる情報を収集・検討するため、公開情報に加え、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。リンカーンは、これらの情報を踏まえて対象者の普通株式の株式価値を算定し、株式価値算定書を公開買付者に提出しました。提出された株式価値算定書によれば、リンカーンは、対象者が継続企業であるとの前提の下、多面的に株式価値を分析するために、市場株価方式、DCF 方式及び類似会社比準方式を用いて対象者の普通株式の株式価値を分析しており、各方式に基づき分析した株式価値の分析結果は以下のとおりです。

(i) 市場株価方式では、平成 22 年 5 月 24 日を分析基準日とし、東京証券取引所市場第一部における過去 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月の対象者の市場株価終値単純平均値を基に対象者の普通株式 1 株当たりの価値を 457 円から 474 円と分析しております。

過去 1 ヶ月間終値の単純平均値 463 円

過去 3 ヶ月間終値の単純平均値 474 円

過去 6 ヶ月間終値の単純平均値 457 円

(ii) DCF 方式では、対象者の事業計画及び直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき分析した将来キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式 1 株当たりの価値を 601 円から 751 円と分析しております。

(iii) 類似会社比準方式では、対象者と類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す各種財務指標を分析した上で、対象者の普通株式 1 株当たりの価値を 408 円から 497 円と分析しております。

公開買付者はリンカーンより、上記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けました。なお、公開買付者は、リンカーンより本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、リンカーンの算定結果を基に検討を進めました。また、公開買付者は、対象者と本公開買付価格に関する協議を行い、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、平成 22 年 5 月 25 日、最終的に本公開買付価格を 1 株当たり 720 円と決定しました。

また、本公開買付けの実施を決定した日の前営業日である平成 22 年 5 月 24 日の東京証券取引所における対象者市場株価の終値、同日から遡る過去 1 ヶ月間終値の単純平均値、過去 3 ヶ月間終値の単純平均値、過去 6 ヶ月間終値の単純平均値（小数点以下四捨五入）及び各平均値に対する本公開買付価格のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入）は以下の通りです。

平成 22 年 5 月 24 日終値： 445 円（61.80%プレミアム）

同日までの過去 1 ヶ月間終値の単純平均値：463 円（55.51%プレミアム）

同日までの過去 3 ヶ月間終値の単純平均値：474 円（51.90%プレミアム）

同日までの過去 6 ヶ月間終値の単純平均値：457 円（57.55%プレミアム）

②算定の経緯

アヴェネットと対象者は、平成 21 年 11 月頃から両社の更なる成長に向けた協議を開始しました。その結果、本公開買付けが公開買付者及び対象者の経営基盤を強化し、両社の今後の企業価値の向上に資するものであると判断しました。そのため、平成 22 年 5 月 25 日、公開買付者と対象者は本公開買付けを実施することに合意し、本公開買付開始契約を締結いたしました。本公開買付価格については以下のとおり決定しております。

公開買付者は、対象者の株式価値の算定を開始するため、平成 22 年 3 月に財務アドバイザーであるリンカーンに対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、参考情報とすべく、リンカーンより対象者の株式価値に関する株式価値算定書を平成 22 年 5 月 24 日付で取得しております。

リンカーンは、市場株価方式、DCF方式及び類似会社比準方式の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。その結果は下記のとおりです。

市場株価方式：457円～474円

DCF方式：601円～751円

類似会社比準方式：408円～497円

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、リンカーンの算定結果を基に、各評価方法により得られた算定結果の比較検討を行い、本公開買付価格の検討を進めました。また、公開買付者は、対象者と本公開買付価格に関する協議を行い、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、平成22年5月25日に最終的に本公開買付価格を1株当たり720円と決定しました。

なお、対象者は、公開買付者による本公開買付けの実施につき慎重に検討を重ねた結果、本公開買付けが、今後の対象者の更なる成長・発展と持続的な企業価値向上に資するものであり、かつ、公開買付けの諸条件が妥当であり対象者株主の皆様に対して合理的な価格による対象者株式の売却機会を提供するものであるとの判断に至り、平成22年5月25日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しているとのことです。対象者は本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ、公開買付者及び対象者の関連当事者に該当しないフィナンシャルアドバイザーである株式会社福田アソシエイツ（以下「福田アソシエイツ」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、福田アソシエイツより一定の条件を前提とした対象者の株式価値算定書を平成22年5月25日付で受領しているとのことです。なお、福田アソシエイツからは本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
17,932,595 (株)	11,955,064 (株)	— (株)

(注1) 買付予定数は、対象者の第39期第3四半期報告書（平成22年2月10日提出）に記載された平成22年2月10日現在の発行済株式総数（17,932,595株）です。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（11,955,064株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（11,955,064株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては買付け等の対象となる単元未満株式が、公開買付代理人（後記(11)において記載される者をいいます。）に開設された応募株主等名義の口座に記載又は記録されている必要があります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買い取ります。

(注4) 対象者は、平成22年5月25日に開催された取締役会において、対象者が平成22年5月21日現在保有する自己株式735,697株全てについて、本公開買付けに応募する旨の決議をしているとのことです。なお、平成22年5月22日以降に対象者が取得する自己株式については本公開買付けを通じて、取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合－%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合－%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	35,865 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	34,307 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (17,932,595 株) に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第39期第3四半期報告書(平成22年2月10日提出)に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び対象者が平成22年5月21日現在保有する自己株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の第39期第3四半期報告書(平成22年2月10日提出)に記載された平成22年2月10日現在の発行済株式総数(17,932,595株)に係る議決権の数(35,865個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(7) 買付代金 12,911,468,400 円

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数(17,932,595株)に、1株当たりの買付価格(720円)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

②決済の開始日

平成22年7月22日(木曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します(送金手数料がかかる場合があります。)

④株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（11,955,064株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（11,955,064株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付け期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付け期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成22年5月26日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、対象者との間で、平成22年5月25日（以下「効力発生日」といいます。）付で本公開買付開始契約を締結しております。同契約の概要は以下のとおりです。

(i) 公開買付者は本公開買付開始契約締結後速やかに本公開買付けを開始し、対象者は、公開買付届出書の提出後速やかに、本公開買付けに賛成する旨の意見表明報告書を提出するものとする。

- (ii) 公開買付者は、(a)対象者が本公開買付けに賛成する旨の意見表明報告書の提出について取締役会の承認を得なかったとき、又は取締役会の承認が撤回され、若しくは何らかの方法で修正されたとき、(b)菱洋エレクトロが本公開買付けに関する覚書を公開買付者との間で締結しなかったとき、(c)対象者が本公開買付開始契約に違反したとき、又は(d)本公開買付開始契約が解除されたとき、本公開買付けを開始する義務を負わないものとする。
- (iii) 対象者は、効力発生日から本公開買付開始契約の解除又は公開買付者の指名した者が対象者の取締役に就任する日のいずれか早い方までの間（以下「本制限期間」といいます。）、(a)過去の実務と一貫性のある通常の業務方法におけるものを除き、配当その他の株式に関する分配又は弁済をしてはならず、(b)株式、新株予約権、新株予約権付社債若しくはその他の株式に転換可能な証券若しくは権利の発行若しくは発行の合意、又はその他の方法で買収防衛策を採用又は実施してはならず、(c)合併、会社分割、株式交換、株式移転、重要な資産の売却若しくは譲渡、又はその他の方法で対象者の業務に重大な変化をもたらしてはならない。
- (iv) 対象者は、本制限期間中、直接間接を問わず、第三者に対し、対象者の株式又は資産の買収、譲渡、処分等に係る一定の提案に関する勧誘、意図的な奨励又は促進、交渉、情報提供、合意の締結等を行ってはならない。かかる定めにかかわらず、対象者の取締役会が、これらの行為を行わないことが対象者の取締役の善管注意義務違反になるおそれを惹起することになるものと合理的に判断した場合は、対象者の取締役会が対象者の取締役の善管注意義務と矛盾すると合理的に判断する本公開買付開始契約に基づく義務の履行の一時的な停止又は不履行を含む、対象者の取締役の善管注意義務を遵守するために必要であると対象者の取締役会が合理的に判断した行動をとることができる。但し、この場合、公開買付者は、その裁量により本公開買付開始契約を解除することができる。
- (v) 対象者は、本公開買付けの完了後、公開買付者が対象者に対する支配権を実効化できるよう、商業上合理的に必要なあらゆる努力をするものとする。これには公開買付者の指名する取締役の選任、株主総会の開催時期及び議題、株主総会における議決権行使並びに完全子会社化及び上場廃止のための手続に関する協力を含むが、これらに限られないものとする。
- (vi) 対象者は、効力発生日に対象者取締役会において決議済みである第 39 期事業年度に係る定時株主総会で提案する議案について自ら追加、撤回、変更等を行う場合には、公開買付者の事前の同意を得なければならない。当該定時株主総会において、当該提案が可決され、これと異なる内容の議案が可決されることのないよう商業上合理的な努力を行うものとする。
- (vii) 本公開買付け終了後の対象者の経営方針に関し、原則として、(a)両当事者が相互に合意する期間、現在の商号を維持すること、(b)あらゆる点においてアヴネットのコーポレート・ポリシー及びガイドラインに則り、かつこれを遵守し、両当事者が相互に合意する期間にわたり独立した事業単位として運営されること、(c)公開買付者が指名する取締役（非常勤取締役を含む。）は、総数の2分の1（端数切捨て）に1名を加えた数とすること、(d)代表取締役は本公開買付け終了時における対象者の経営陣の中から対象者の経営陣が指名した者の中から選定され、対象者の上場廃止後、追加の代表取締役1名が公開買付者によって選定されること等に合意する。
- (viii) 対象者は、対象者が平成 22 年 5 月 21 日現在保有する自己株式 735,697 株全てについて、本公開買付けに応募するものとする。

平成 22 年 5 月 25 日に対象者が公表した「アヴネット・イーエム・ホールディングス・ジャパン合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び当該公開買付けへの応募推奨のお知らせ」によれば、対象者の取締役会は、利害関係を有しない取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することを決議しているとのこと。また、利害関係を有しないいずれの監査役（社外監査役を含みます。）も、対象者取締役会が本公開買付けに賛同するとの意見を表明することに特に異議がない旨の意見を述べているとのこと。

なお、対象者の取締役 3 名は、公開買付者との間で本公開買付けに関する覚書を締結している菱洋エレクトロの元取締役であり、また、対象者の監査役 1 名は、菱洋エレクトロの監査役を兼務しており、いずれの者も本公開買付けに一定の利害関係を有することに鑑み、本公開買付けに係る議案の審議及び決議に

参加していないとのことです。

また、対象者は、平成 22 年 5 月 25 日開催の取締役会において、対象者が平成 22 年 5 月 21 日現在保有する自己株式 735,697 株全てについて、本公開買付けに応募することを決議しているとのことです。かかる決議を受け、公開買付者は、対象者から、両者間で平成 22 年 5 月 25 日付で締結された本公開買付け開始契約において、対象者の保有する自己株式 735,697 株について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

(2) 投資者が買付け等の応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

①対象者は、平成 22 年 5 月 25 日開催の取締役会において、本公開買付けに応募することを目的とした公開買付者を割当予定先とする第三者割当による平成 22 年 5 月 21 日現在保有する自己株式 735,697 株の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議し、平成 22 年 5 月 25 日、本自己株式処分に係る有価証券届出書を提出しております。また、対象者は、同日、本自己株式処分を行い、本公開買付けに応募することを決議した旨について、東京証券取引所において公表しております。

②対象者は、平成 22 年 5 月 14 日に平成 22 年 3 月期決算短信（非連結）を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。なお、対象者は、本公開買付けに係る公開買付け期間中に、平成 22 年 3 月期（第 39 期）に係る有価証券報告書を提出する予定とのことと。

(i) 損益の状況（個別）

決算年月	平成22年3月期 (第39期)
売上高（千円）	38,874,082
売上原価（千円）	35,605,371
販売費及び一般管理費（千円）	2,936,779
営業外収益（千円）	145,052
営業外費用（千円）	110,388
当期純利益（千円）	194,765

(ii) 1株当たりの状況

決算年月	平成22年3月期 (第39期)
1株当たり当期純利益（円）	11.32
1株当たり配当額（円）	15.00
1株当たり純資産額（円）	884.78

(3) 対象者は、平成 22 年 5 月 25 日に、「代表取締役および役員の変動に関するお知らせ」を公表しております。対象者は、同日開催の取締役会において、下記のとおり内定しており、正式には、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 39 期定時株主総会における承認、及び株主総会後の取締役会、監査役会において決

定する予定とのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

①代表取締役の異動（平成22年6月29日予定）

新旧代表取締役の氏名及び役職名

（新任）氏 名：立花 篤実（タチバナ アツミ）

新・役職名：代表取締役会長

（退任）氏 名：中尾 博行（ナカオ ヒロユキ）

旧・役職名：代表取締役社長

※退任する中尾博行は、新たに代表権を有さない取締役社長に就任する予定です。

②その他の役員の異動（平成22年6月29日予定）

新任監査役候補

常勤監査役 渡辺 雅弘（現 東京支店 支店長）

退任予定取締役

取締役副社長 関口 武男

取締役 初川 宗一

取締役 松岡 隆則

取締役（非常勤） 佐藤 行男

退任予定監査役

監査役 森川 進

以 上